

公衆浴場（風営法第2条第6号第1項に該当する営業に係るものの以外で、主としてサウナ室

又はサウナ設備を利用させるその他の公衆浴場）構造設備・衛生措置基準調査票

関係条文	施設区分	基準内容	適否	備考
条例 3-1-23	出入口等	入浴者の衣類、携帯品及び履物を入れるための設備を設けること。		
条例 3-1-25		入浴者の出入口、脱衣室及び浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。		
条例 3-1-26		脱衣室及び浴室は、浴場の外部から見通すことができないようにすること。		
条例 3-1-4	脱衣室	脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		
条例 3-1-2	浴室	浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。		
条例 4-2-3		浴室には、上がり用湯栓若しくは上がり用水栓又は湯若しくは水の出るシャワー設備を設けること。		男 個 女 個 計 個
条例 4-2-2		浴室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		
条例 4-2-1		浴室には、換気のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。		
条例 3-1-3	照明	脱衣室及び浴室は、十分な照度を保つこと。		
条例 3-1-24	便所	男女用に区別した入浴者用便所を設け、石けん、消毒液その他これに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を設けること。		
条例 3-1-11 細則 7-1-1 細則 7-1-2	水質基準	供給する湯及び水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 【浴槽内の湯又は水】 濁度：5度以下 全有機炭素量（TOC）：8mg/L 以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量：2.5mg/L 以下 大腸菌：1mL 中 1 個以下 レジオネラ属菌：100mL 中 10CFU 未満であること。 【浴槽水以外の湯又は水】 色度：5度以下 濁度 2 度以下 pH：5.8～8.6 全有機炭素量（TOC）：3mg/L 以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量：1.0mg/L 以下 大腸菌：100mL 中 検出されないこと レジオネラ属菌：100mL 中 10CFU 未満であること		

条例 3-1-12		浴槽内の湯又は水は毎日（浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備（循環ろ過設備）を利用して当該湯又は水を、24時間以上にわたり全て取り替えることなく使用する方式の浴槽（連日使用型循環浴槽）内の湯又は水にあつては、1週間に1回以上）取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-13		空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備（気泡発生設備）、シャワー設備その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-14		気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-15		循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備（集毛器）を設けること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-16		循環ろ過設備は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-17		集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-18		水位計配管は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-19		脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1ヶ月に1回以上消毒し、常に清潔に保つこと。	※浴槽を設けない場合、浴槽に係る部分のみ適用除外
条例 3-1-20		連日使用型循環浴槽は、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-21		シャワー設備は、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。	
条例 3-1-22		ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。	※浴槽を設けない場合 適用除外
条例 3-1-27		7歳以上の男女を混浴させないこと。	
条例 3-1-7	その他の	蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備（「サウナ室又はサウナ設備」）を設置する場合は、温度計及び温度調整器を備えること。	
条例 4-1-10		タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。	
条例 4-1-11		従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。	
条例 4-1-13		風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。	
条例 4-1-14		従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。	

※関係条文
条例：秋田県公衆浴場法施行条例（衛生措置等の基準）